

令和6年第4回定例会本会議資料要求・予算特別委員会

(令和6年12月12日)

案件	関係部局	資料件名	備考
議案第53号	企画 財政部	1 確認済証、許可証の写し	
		2 都内自治体における庁舎建設工事費における地方債の割合に関する調べ	
		3 工期変更に係る検討経過について	
		4 新庁舎・(仮称)新福祉会館実施設計委託の履行期間変更の経緯について	後日送付
		5 敷地北西側広場等の面積について	
市民部	子ども家庭部	1 コンビニ交付割合の推移	
		1 義務教育就学児医療費助成の推移	
		2 高校生等医療費助成の推移	
都市整備部	都市整備部	3 保育所等における安全対策支援事業の概要	
		1 都市計画道路に関するアンケート調査委託	
		2 小金井第一小学校校舎改築等工事における工事費の検討結果について	
		3 小金井第一小学校校舎改築等工事における工事費の推移について	
		4 23区・26市における地域公共交通に関する会議体及び部会等の設置について	
		5 地域公共交通活性化協議会における部会の詳細について	
		6 市内路線バス減便・廃止等一覧	
7 CoCoバスに係る京王バスと小金井市の協議経過について			

学 校 教 育 部	1	小金井第一小学校校庭修繕について	
	2	給食無償化に対する市の見解についての調べ(時系列)	

第十五号様式 (第三条の四関係)



日本ERI株式会社

建築基準法第6条の2第1項の規定による  
確認済証

第 ERI-24019578 号  
2024年(令和6年)11月29日

小金井市長 白井 亨 様

日本 E R I 株式会社  
代表取締役 庄子 猛 様

下記による計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 建築場所、設置場所又は築造場所  
東京都小金井市中町三丁目1957番5、7、9、1995番3、4、8、緑町五丁目1957番17
2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
  - ① 建築物名 (小金井市新庁舎 (仮称) 新福社会館 )
  - ② 用途 (庁舎 )
  - ③ 工事種別 (新築 )
  - ④ 構造 (鉄骨造 一部 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 )
  - ⑤ 規模 (地下 1 階 地上 6 階 )
  - ⑥ 敷地面積 ( 11,417.19 m<sup>2</sup> )
  - ⑦ 延べ面積 (申請部分 18,907.37 m<sup>2</sup>  
(申請以外の部分 0.00 m<sup>2</sup>)  
(合 計 18,907.37 m<sup>2</sup>)
  - ⑧ 申請棟数 ( 12 棟 )
3. 確認を行った確認検査員又は副確認検査員の職氏名 確認検査員 湯本 良治
4. 適合判定通知書の番号  
(4から6まで該当なし)
5. 適合判定通知書の交付年月日
6. 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。  
この証は、不正コピー防止対策を行っております。

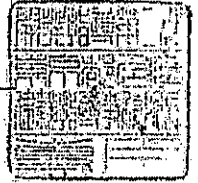


# 許可証

6 多 建 開 二 規 第 6 号  
令 和 6 年 11 月 29 日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜

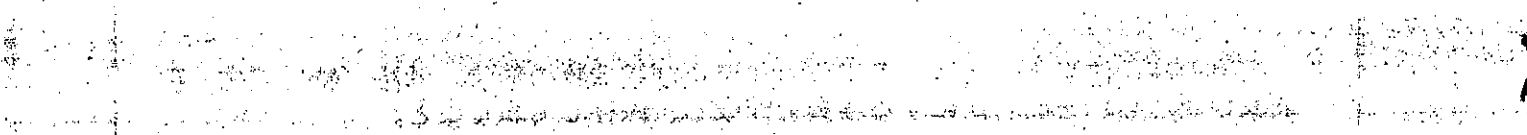


宅地造成及び特定盛土等規制法第1.4条第2項の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事を する土地の 所在地及び 地番	小金井市東町三丁目19.57番5、同番7、同番9、 19.95番3、同番4、同番8、緑町五丁目19.57番 17
2 工 事 主 住 所 氏 名	小金井市本町六丁目6番3号 小金井市長 白井 亨
3 許 可 番 号	6多建開二規第6号
4 許 可 対 象 行 為	宅地造成
5 許 可 期 間	( 自 ) 令 和 6 年 11 月 29 日 ( 至 ) 検 査 済 証 の 発 行 日
6 条 件	別紙のとおり

### 許可条件

- 1 工事の着手までに、事故及び災害における連絡体制を整え、緊急連絡体制図を提出し、確認すること。
- 2 工事中において、雨水その他の地表水は、その流末を河川、池沼、下水道、その他溝渠等に連結し、常時完全に排水すること。
- 3 工事中（工事中断期間を含む。）又は工事を廃止する場合において、雨水その他地表水等により、工事区域外に土砂の流出又はがけ崩れを生ずるおそれのある箇所には、流土止め、仮排水溝等の防護設備を施すこと。
- 4 工事中は、工事施行区域の周辺状況に応じて仮囲い、入止柵等を設け、必要に応じて適宜「危険」、「立入禁止」等を表示した立札、夜間照明等を設け、事故防止に万全の措置を講ずること。
- 5 工事を中断又は廃止する場合において、公共施設がそこなわれている場合には、当該施設の管理者の指示に従い、その機能を回復すること。
- 6 工事の施行に当たっては、各工程の状況及び構造物の形状、寸法（特に基礎、配筋及び裏込等）を明らかにする写真を作成し、保存しておくこと。
- 7 許可を受けた日から3か月以内に工事に着手することができない場合においては、その理由を届け出ること。
- 8 その他、緊急の際の保安並びに宅地造成工事中及び工事を中止したときの保安について適切な措置を講ずること。
- 9 仮設工事中及び大雨警報等発令の際には法面をシート被覆するなど、災害防止措置を講ずること。
- 10 雨水その他の地表水は、公共下水道等へ適切に排水すること。



都内自治体における庁舎建設工事費における地方債の割合に関する調べ

自治体	工事費 (億円) (A)	地方債 (億円) (B)	割合 (B/A)	備考
世田谷区	422.1	168.0	39.8%	実施設計完了後、工事入札前の金額 工事費は解体工事費を含む。
中野区	230.0	135.0	58.7%	施工中 (第2回工事契約変更後) の資金計画の金額 工事費は庁舎建設関係費 (設計業務費等を含む。)
北区	315.0	100.0	31.7%	基本計画における金額
府中市	172.0	106.0	61.6%	実施設計完了後、工事入札前の金額 工事費は解体工事費を含む。
国分寺市	93.3	70.0	75.0%	基本計画における金額 地方債は工事費分のみの金額
清瀬市	47.5	22.7	47.8%	着工時の財政計画における金額 工事費には現庁舎解体工事、外構整備工事及びアースベ スト除去工事を含む。
多摩市	162.0	103.0	63.6%	基本計画における金額 工事費には造成・外構工事費及び解体費を含む。
小金井市	130.1	96.6	74.3%	入札前の工事予算案における金額





工期変更に係る検討経過について

- 令和6年6～7月 施工会社を対象とした公募型サウンディング調査の実施
- 7月11日 市長、副市長、庁舎建設等担当の打合せ  
・サウンディング調査結果(速報版)について報告
- 8月9日 サウンディング調査結果の公表(工期29か月に係る調査項目について、「適切である」4社、「適切でない」4社、「その他」4社との回答結果)
- 8月28日 市長、副市長、庁舎建設等担当の打合せ  
・実施計画に掲載する工事費について、暫定積算額に加え、直近の他自治体の庁舎建設費及び建設物価の動向を踏まえ算出することを決定
- 9月2日 庁舎建設等担当において、設計者の暫定積算内訳を基に暫定積算額算出(工期29か月の条件)
- 9月4日 庁舎建設等担当において、実施計画における財源計画(案)を作成(工期29か月の条件の下、工事費約132.8億円)
- 8～9月下旬 施工者選考に係る庁舎建設担当と支援委託業者の打合せにおいて工期変更(最大36か月に変更)についても検討
- 10月上旬 庁舎建設等担当において、工期を36か月とした場合の積算内訳提出を設計者に依頼(この時点では工期変更は未定)
- 10月29日 庁舎建設等担当において、設計者の積算内訳を基に積算額算出(工期36か月の条件)
- 11月1日 市長、副市長、庁舎建設等担当の打合せ  
・工期を36か月とした場合の積算額及びスケジュールを報告
- 11月12日 市長、副市長、庁舎建設等担当の打合せ  
・工期を36か月とした場合の積算結果を踏まえた工事費予算額(約130.1億円)により補正予算準備を行うこと及び工期変更(36か月)を決定
- 11月13日 庁舎建設等担当において、工事費の債務負担行為限度額を設定する関連補正予算案資料を作成



敷地北西側広場等の面積について

場所	面積
敷地北西側広場	約930㎡
車両停車可能エリア	約60㎡
歩行者用通路の中で車両進入可能なエリア	約80㎡



コンビニ交付割合の推移

年度	証明書	交付数 (枚)	市民課窓口 (郵送含む)	コンビニ交付	
			交付数 (枚)	交付数 (枚)	割合 (%) ※2
令和元年度	住民票	64,401	58,061	6,340	9.8
	印鑑登録証明書	35,261	31,605	3,656	10.4
	戸籍証明書 ※1	20,256	20,117	139	0.7
	戸籍附票 ※1	3,689	3,673	16	0.4
令和2年度	住民票	68,270	58,020	10,250	15.0
	印鑑登録証明書	34,749	29,641	5,108	14.7
	戸籍証明書 ※1	17,308	16,467	841	4.9
	戸籍附票 ※1	3,987	3,900	87	2.2
令和3年度	住民票	65,568	50,530	15,038	22.9
	印鑑登録証明書	32,054	24,873	7,181	22.4
	戸籍証明書 ※1	17,304	15,723	1,581	9.1
	戸籍附票 ※1	3,840	3,677	163	4.2
令和4年度	住民票	63,029	44,352	18,677	29.6
	印鑑登録証明書	30,811	22,540	8,271	26.8
	戸籍証明書 ※1	18,816	16,058	2,758	14.7
	戸籍附票 ※1	3,780	3,551	229	6.1
令和5年度	住民票	61,919	37,042	24,877	40.2
	印鑑登録証明書	31,987	21,278	10,709	33.5
	戸籍証明書 ※1	20,911	16,351	4,560	21.8
	戸籍附票 ※1	4,074	3,777	297	7.3
令和6年度 ※3	住民票	36,111	20,666	15,445	42.8
	印鑑登録証明書	18,921	12,331	6,590	34.8
	戸籍証明書 ※1	13,114	10,616	2,498	19.0
	戸籍附票 ※1	2,367	2,175	192	8.1

※1 令和2年1月15日からコンビニ交付開始

※2 小数点第2位を四捨五入している。

※3 令和6年10月末日現在



義務教育就学児医療費助成の推移

都標準分 (所得制限範囲内)

	児童数 (人)	助成額 (円)		受診件数 (件)	
			児童一人当たり		児童一人当たり
令和4年度	5,933	160,398,168	27,035	74,566	12.6
令和5年度	6,035	202,826,200	33,608	92,995	15.4
令和6年度 (令和6年11月分まで)	5,918	135,451,660	22,888	62,708	10.6

市単独分 (所得制限超過)

	児童数 (人)	助成額 (円)		受診件数 (件)	
			児童一人当たり		児童一人当たり
令和4年度	2,016	48,771,915	24,192	23,920	11.9
令和5年度	3,401	78,607,158	23,113	38,102	11.2
令和6年度 (令和6年11月分まで)	3,729	72,742,560	19,507	33,585	9.0

※ 令和5年10月に、中学生の保護者の所得制限を廃止 (廃止に伴う助成額の発生は、令和5年12月以降)

計

	児童数 (人)	助成額 (円)		受診件数 (件)	
			児童一人当たり		児童一人当たり
令和4年度	7,949	209,170,083	26,314	98,486	12.4
令和5年度	9,436	281,433,358	29,825	131,097	13.9
令和6年度 (令和6年11月分まで)	9,647	208,194,220	21,581	96,293	10.0





高校生等医療費助成の推移

都標準分(所得制限範囲内)

	児童数(人)	助成額(円)		受診件数(件)	
		児童一人当たり	児童一人当たり	児童一人当たり	児童一人当たり
令和5年度	1,505	36,079,653	23,973	13,790	9.2
令和6年度(令和6年11月分まで)	1,495	29,782,157	19,921	11,539	7.7

※ 令和5年4月に、医療費助成開始(開始に伴う助成額の発生は、令和5年6月以降)

市単独分(所得制限超過)

	児童数(人)	助成額(円)		受診件数(件)	
		児童一人当たり	児童一人当たり	児童一人当たり	児童一人当たり
令和5年度	1,168	12,222,731	10,465	4,500	3.9
令和6年度(令和6年11月分まで)	1,297	25,546,283	19,696	9,734	7.5

※ 令和5年10月に、保護者の所得制限を廃止(廃止に伴う助成額の発生は、令和5年12月以降)

計

	児童数(人)	助成額(円)		受診件数(件)	
		児童一人当たり	児童一人当たり	児童一人当たり	児童一人当たり
令和5年度	2,673	48,302,384	18,070	18,290	6.8
令和6年度(令和6年11月分まで)	2,792	55,328,440	19,817	21,273	7.6



保育所等における安全対策支援事業の概要

- 1 目的  
 民間保育所等における置き去り等の事故防止及び午睡時の事故防止に向けた機器の導入等に必要経費の一部を補助することにより、安全かつ安心な保育環境の確保を支援する。

2 事業概要

項目	補助対象経費	補助対象施設	補助上限
置き去り等の事故防止	施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止の対策に必要な経費	認可保育所 認定こども園 認証保育所 小規模保育事業 家庭的保育事業 (保育ママを含む。) 事業所内保育事業 認可外保育施設	2,000千円/施設
午睡時の事故防止	睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等に係る経費	病児保育事業 ※ やむを得ない事情により、令和5年度までに安全対策を実施できなかった施設のみ対象	

3 予算額

- (1) 歳入  
 保育所等における安全対策支援事業補助金 26,000千円
- (2) 歳出  
 ア 民間保育所助成に要する経費 (2,000千円×11施設) 22,000千円  
 イ 認可外保育施設助成に要する経費 (2,000千円×2施設) 4,000千円



都市計画道路に関するアンケート調査委託

1 アンケート調査のねらい

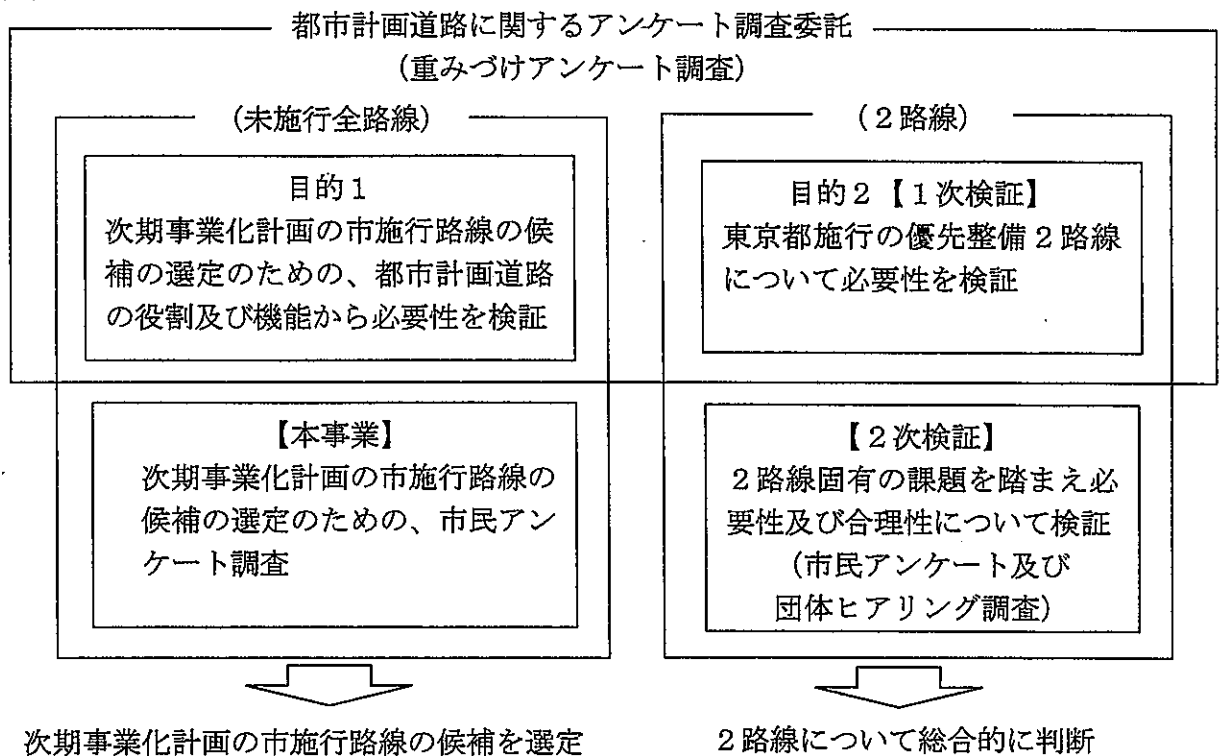
(1) 背景

次期事業化計画(新たな「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)」)の策定に向け、市施行の候補路線を選定する。

(2) 目的

本事業によりどのような道路整備が市民から求められているのか把握し、市施行の候補路線を選定する際の基礎資料とする。

(3) 位置付け



2 調査の内容

- (1) 現在の交通手段及び道路に対して求める役割、機能、課題等の全般的な内容について調査する。
- (2) 内容は、使用頻度の高い交通手段及び道路整備に期待すること等を検討する。
- (3) 具体的な設問は、委託業者の知見を活用しながら決定する。
- (4) 個別路線の賛否を問う設問にはしない。
- (5) 個別路線に対する意見については、自由記入欄を設ける等して収集できるように工夫する。



小金井第一小学校校舎改築等工事における工事費の検討結果について

小金井第一小学校校舎改築等工事の実施設計における工事費の削減額及び物価高騰に伴う上昇額等については、以下のとおりとなる。

1 新校舎棟の工事費（既存校舎解体工事及び校庭整備を除く。）

項目	工事費（千円）	備考
(補正前) 新校舎 工事費	4,237,000	・基本設計による算出額 (敷地南側外構の撤去・新設及び 体育館改修工事費を含めた金額)
(補正後) 新校舎 工事費	4,958,600	・実施設計による算出額 (敷地南側外構の撤去・新設及び 体育館改修工事費を含めた金額)

2 工事費の削減額（概算）

項目	削減額（千円）	内容
内外装の仕様変更	12,000	・外壁タイル張りの中止 ・多目的室内の壁仕上げの変更 ・設置家具の見直し
分割発注による経費削減	100,000	・共通費の減少

3 物価高騰に伴う上昇額等（概算）

項目	上昇額（千円）	内容
物価上昇	430,000	・年間8%程度の上昇 ・諸経费率変更に伴う経費の上昇
その他	290,000	・基本設計時からの床面積増加 ・直接工事費増加に伴う経費の増加





小金井第一小学校校舎改築等工事における工事費の推移について

小金井第一小学校校舎改築等工事における、基本設計及び実施設計での新校舎棟の工事費（既存校舎解体工事及び校庭整備を除く。）は、以下の表のとおりとなる。

経過	算出工事費（千円）	根拠
基本設計 終了時点 (令和5年8月)	4,237,000	・設計事務所積算 (敷地南側外構の撤去・新設及び 体育館改修工事費を含めた金額) ・概算床面積を算出(7,800㎡)
実施設計 終了時点 (令和6年8月)	4,958,600	・設計事務所積算 (敷地南側外構の撤去・新設及び 体育館改修工事費を含めた金額) ・床面積の確定(7,996㎡)



23区・26市における地域公共交通に関する会議体及び部会等の設置について

1 地域公共交通に関する会議体の設置状況

自治体名	有無	設置根拠と名称		
		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(道路運送法に基づく会議体と兼わる場合を含む。)	道路運送法	左記によらない会議体
千代田区	○	—	地域公共交通会議	地域福祉交通「風ぐるま」運行協議会
中央区	○	—	地域公共交通会議	—
港区	○	地域公共交通会議	—	—
新宿区	○	—	地域公共交通会議	—
文京区	○	—	地域公共交通会議	—
台東区	○	—	地域公共交通会議	—
墨田区	○	地域公共交通活性化協議会	—	—
江東区	×	—	—	—
品川区	○	—	地域公共交通会議	—
目黒区	○	—	地域公共交通会議	—
大田区	○	—	①交通政策基本計画推進協議会 兼地域公共交通会議 ②コミュニティバス等検討会議	—
世田谷区	△	△	△	△
渋谷区	△	△	△	△
中野区	○	交通政策推進協議会	—	—
杉並区	○	地域公共交通活性化協議会	—	—
豊島区	○	—	地域公共交通会議	—
北区	○	—	地域公共交通会議	—
荒川区	○	—	地域公共交通会議	—
板橋区	○	—	公共交通会議	—
練馬区	○	地域公共交通活性化協議会	—	—
足立区	○	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通会議	—
葛飾区	○	—	地域公共交通会議	—
江戸川区	○	地域公共交通活性化協議会	—	—
八王子市	○	地域公共交通活性化協議会	—	—
立川市	○	地域公共交通活性化協議会	—	—
武蔵野市	○	地域公共交通活性化協議会	—	—
三鷹市	○	地域公共交通活性化協議会	—	—
青梅市	○	公共交通協議会	—	—
府中市	○	地域公共交通協議会	—	—
昭島市	×	—	—	—
調布市	○	公共交通活性化協議会	—	—
町田市	○	—	地域公共交通会議	—
小平市	○	—	地域公共交通会議	—
日野市	○	地域公共交通会議	—	—
東村山市	○	—	地域公共交通会議	—
国分寺市	○	—	地域公共交通会議	—
国立市	○	—	地域公共交通会議	—
福生市	×	—	—	—
狛江市	○	—	地域公共交通会議	—
東大和市	○	—	地域公共交通会議	—
清瀬市	○	—	地域公共交通会議	—
東久留米市	○	—	地域公共交通会議	—
武蔵村山市	○	地域公共交通協議会	—	—
多摩市	○	地域公共交通会議	—	—
稲城市	○	—	地域公共交通会議	—
羽村市	×	—	—	—
あきる野市	○	地域公共交通協議会	—	—
西東京市	○	地域公共交通会議	—	—
小金井市	○	地域公共交通活性化協議会	—	—

※ 期日までに回答がなかった自治体は斜線

2 会議体に係る部会等の設置状況

自治体名	設置目的	所掌事務	委員人数・構成	設置形態・回数	委員の選任等
中央区	交通施策の計画及び内容、実行戦略等を協議するため	専門的事項の調査及び審議	28人 学識、道路管理者、交通管理者、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民、鉄道事業者、一般貨物自動車運送事業者、関係行政機関、区職員	臨時設置 過去11回	運営に関し必要な事項は本体会議体の会長が定める。
港区	交通計画部会として、総合交通計画の策定及び改定に関する事項を検討するため	交通計画の策定及び変更の協議、実施に係る連絡調整、位置付けられた事業の実施に関する事、その他	12人 学識、交通事業者、道路管理者、交通管理者、区職員、その他	臨時設置 過去2回	本体会議体の会長が指名
新宿区	本体会議体から付託された事項の専門的な検討を行うため	本体会議体から付託された事項の専門的な検討	15人 学識、関東運輸局、バス協会、タクシー協会、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者、交通事業者の労働組合、区職員	常設 過去8回	本体会議体の会長が指名
墨田区	地域公共交通計画策定に当たりバスに関係する課題を協議するため	交通結節点（駅前広場等）の整備に関する事、区内循環バスの見直し方針に関する事、その他	学識、交通事業者、住民、交通管理者、区職員	臨時設置 過去2回	本体会議体の会長が指名
大田区	コミュニティバス等検討会議の運営に当たって必要事項の処理を行うため	コミュニティバスの必要性・役割等に関する事、運行計画及び事業性の確保に関する事、継続した利用促進事業に関する事	40人 本体会議体の副会長（住民）、住民、商店会・企業、高齢者団体、障害者団体、学校関係者、運行事業者、区職員	常設 年3回	本体会議体の会長が指名
杉並区	AIオンデマンド交通検討部会として、利便性が高く快適に移動できる地域社会の実現に向け専門的な検討・協議を行うため	本体会議体から付託された事項、その他	15人 学識、交通事業者、関係行政機関、区職員	臨時設置 過去4回	本体会議体の会長が指名
北区	個別地域における地域公共交通計画の見直し検討のため	課題の洗い出し及び検討、課題への対応と見直しの方向性の提示	8人 町会自治会会長、商店会、バス事業者、区職員	臨時設置 過去1回	本体会議体の会長が指名、必要と認める者
足立区	実証実験を開始予定の地域内交通の運行方法等に関する審査を行うため	地域実情に応じた乗合旅客運送に関する事、地域公共交通確保維持改善事業費補助金に基づく交通手段に関する事	人数未定 関東運輸局、交通事業者、住民、区職員、その他	臨時設置 今後予定	規約による選任
葛飾区	レインボーかつしかの運休に伴い新たな交通手段の検討を行うため	交通手段・利用対象・利用形態・利用方法・評価方法の検討	11人 会長、副会長、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者の労働組合	常設 年3回	本体会議体の会長が指名
八王子市	コミュニティバスの運行について社会状況や地域実情の変化により生じた課題への対応に関係する事業者等と調整しつつ、専門的見地から調査・検討するため	ルート・サービス水準に関する事、運賃体系に関する事、その他	12人 会長、バス事業者、タクシー事業者、高齢者団体、住民、東京都職員、市職員	臨時設置 過去9回	本体会議体の会長が指名
武蔵野市	①交通事業者分科会：専門的な調査・検討を行うため（主に計画策定時に開催） ②新モビリティ分科会：オープンデータ化を検討するため	①専門的な調査・検討 ②オープンデータ化の検討	①10人 学識、バス事業者、タクシー協会、福祉有償運送事業者、私鉄労働組合、タクシー労働組合、市職員 ②6人 バス事業者、タクシー協会、学識	①常設 4回 ②臨時 過去1回	本体会議体の委員から決定
三鷹市	実証運行中のコミュニティ交通について評価・検証を行い、本運行に向けた課題を整理するため	実証運行中のコミュニティ交通の評価・検証	15人 実証運行に関わる事業者、学識、当該地域の自治会、その他	臨時設置 過去6回	市長が指名
府中市	地域公共交通計画策定及び交通ネットワーク再編計画の検討など施策の推進に当たり専門的観点から審議を行うため	計画の実施に関する専門的な協議・連絡調整、計画に位置付けられた施策・事業の進捗管理、その他	9人 学識、鉄道事業者、バス事業者、バス事業者の労働組合、タクシー事業者、市職員	常設 年3回	本体会議体の会長が指名

自治体名	設置目的	所掌事務	委員人数・構成	設置形態・回数	委員の選任等
国立市	移動制約者を対象とした移動手段の確保・支援の検討を行うため	福祉的な交通手段の考え方・方向性の調査・検討の結果を会議体本体に報告する	13人 バス事業者、タクシー事業者、福祉輸送運送事業者、住民、社会福祉協議会、ケアマネ等、市職員	臨時設置 過去5回	本体会議体の委員ほか福祉関係事業者等が参加
多摩市	地域公共交通再編検討部会として、地域公共交通再編実施計画の策定に向けた具体的検討を進めるため	地域公共交通再編実施計画の策定に係ること	11人 学識、バス事業者、タクシー事業者、関東運輸局、道路管理者、交通管理者、市職員	臨時設置 過去6回	本体会議体の規定に基づき選出
稲城市	①市民代表者合同検討会：本体会議体の開催に当たり議題事前説明を行うため ②バス事業者検討会：本体会議体の開催に当たり議題事前説明を行うため	本体会議体の開催前の議題事前説明	①13人 自治会、高齢者団体、障害者団体、幼稚園父母会 ②2人 バス事業者	常設 年2回	本体会議体の委員から指名
小金井市	運行事業者によるコミュニティバス運行終了の申入れについて対応するため地域の交通ネットワーク再構築等を専門的・具体的に協議するため	再編方針の検討・決定、再編内容の洗い出し・検討、具体案の深度化、運賃に関する検討、その他	20人 学識、バス協会、バス事業者、タクシー事業者、関東運輸局、住民、高齢者団体、障害者団体、市職員	臨時設置 8回予定	本体会議体の会長が指名

※ 設置している、設置したことがある又は設置予定がある自治体のみ記載

※ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づく運賃協議会を除く。

## 地域公共交通活性化協議会における部会の詳細について

### 1 設置目的

公共交通事業者から深刻な乗務員不足及び乗務員採用の厳しい状況を理由として、C○C○バス中町循環及び東町循環への運行終了の申入れを受けたところであるが、本2路線に限らず、路線バスを含め、交通ネットワークの再構築等、持続可能な地域交通体系について専門的・具体的に協議・検討するために、小金井市地域公共交通活性化協議会条例(令和5年条例第15号。以下「条例」という。)第7条に基づき、部会を設置するものである。

### 2 所掌事務

- (1) 再編方針の検討及び決定
- (2) 再編内容等の洗い出し及び検討
- (3) 再編の具体案の検討及び深度化
- (4) 運賃に関する検討
- (5) その他再編に関し必要な事項

### 3 地域公共交通活性化協議会との関係性

- (1) 協議会の下部組織として、専門的、具体的な協議検討を行う。
- (2) 協議検討結果等を協議会に報告する。

### 4 部会の委員構成

- (1) 予定人数 20人
- (2) 構成 会長、公共交通事業者等の関係者6人、関係行政機関の職員1人、公募市民9人、市内の福祉関係団体の推薦する者2人、市職員1人  
※会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。(条例第6条第4項)

### 5 報酬

会長 日額11,000円

委員 日額10,000円

※特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)による。

市内路線バス減便・廃止等一覧

事業者	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
京王バス	無し		<ul style="list-style-type: none"> <li>武41武蔵小金井駅北口～小平団地 減便</li> <li>武51武蔵小金井駅南口～貫井南町五丁目～武蔵小金井駅南口 減便</li> <li>境82東小金井駅～武蔵境駅南口 減便</li> <li>武32武蔵小金井駅北口～はなの木通り～武蔵小金井駅北口 減便</li> <li>武94武蔵小金井駅南口～多磨町 減便</li> <li>武84武蔵小金井駅南口～多磨町 減便</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>武41武蔵小金井駅北口～小平団地 減便</li> <li>武31武蔵小金井駅北口～ひょうたん公園～武蔵小金井駅北口 減便</li> <li>武02本町五丁目～東小金井駅 廃止</li> <li>府75武蔵小金井駅南口～東府中駅 減便</li> <li>武94武蔵小金井駅南口～多磨町 減便</li> <li>武85武蔵小金井駅南口～多磨窪園駅 減便</li> <li>武56武蔵小金井駅南口～貫井トンネル・参道口～武蔵小金井駅南口 減便</li> <li>府75武蔵小金井駅南口～東府中駅 減便</li> <li>武31武蔵小金井駅北口～ひょうたん公園～武蔵小金井駅北口 減便予定</li> <li>武03武蔵小金井駅南口～東小金井駅 減便予定</li> <li>境81武蔵小金井駅南口～武蔵境南口 減便予定</li> <li>境82東小金井駅～武蔵境駅南口 廃止予定</li> </ul>
	無し		<ul style="list-style-type: none"> <li>武15菫山営業所～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武21東久留米駅西口～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武13清瀬駅南口～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武20小平駅南口～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武20-1国際電気前～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武20-2小平団地中央～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武19小平営業所～武蔵小金井駅 減便</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>武12東久留米駅西口～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武14久留米西団地～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武15菫山営業所～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武16花小金井駅南口～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武21東久留米駅西口～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武21-1久留米西団地～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武13清瀬駅南口～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武20小平駅南口～武蔵小金井駅 減便</li> <li>武20-2小平団地中央～武蔵小金井駅 減便</li> </ul>
小田急バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>鷹53三鷹駅～新小金井駅 減便</li> <li>境96武蔵境駅南口～武蔵小金井駅南口 減便</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鷹53三鷹駅～新小金井駅 減便</li> <li>(系統番号なし) 武蔵境営業所～新小金井駅 減便</li> <li>鷹53三鷹駅～新小金井駅 減便</li> <li>境96武蔵境駅南口～武蔵小金井駅南口 減便</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>境96武蔵境駅南口～武蔵小金井駅南口 京王バス 譲渡予定</li> </ul>	
関東バス	無し			<ul style="list-style-type: none"> <li>鷹33武蔵小金井駅～三鷹駅 減便</li> </ul>

※ 令和6年度は、令和6年12月5日時点の状況

CoCoバスに係る京王バスと小金井市の協議経過について

CoCo 運行終了申入れ 協議の要点記録	日 時	令和6年9月25日(水) 10:00~11:30	場 所	京王バス 本社
出席者	京王バス：運輸営業部長、乗合事業担当課長、乗合事業担当課長補佐、乗合事業担当課長補佐 交通対策課：都市整備部長、交通対策課長、交通対策係長、交通対策係主任			
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 挨拶</li> <li>2. 市より確認事項、市の考え方の表明</li> <li>3. 京王バスよりこれまでの経過の確認</li> <li>4. 京王バスより要員状況について説明</li> <li>5. 申入れ内容に係る協議</li> <li>6. 現時点での確認</li> </ol>			
<p>2. 市より確認事項、市の考え方の表明</p> <p><b>市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○この間の経過について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>7/16 市長へ、京王バス常務(運輸営業部長)による訪問と申入れ内容の説明</li> <li>8/1 地域公共交通活性化協議会にて、申入れ内容及び市回答書の説明</li> <li>8/14 担当者間での打合せ</li> </ul> </li> <li>○2路線存続を要望する。市として交通空白地域を増やすことは避けたい。</li> <li>○京王バスから市長へ説明した内容(7/16)について、改めて、廃止ありきでない協議という点を認識してほしい。</li> </ul> <p>⇒<b>京王</b></p> <p>今の規模での存続は難しいが、終了ありきではないことは共通理解として認識している。CoCoバスと周辺路線バスを含め、持続可能な運行とするにはどうしていくかを考えていきたい。</p> <p>いつまでに目途をつけるのか時期を定めつつ、持続可能な交通のあり方を議論し、これなら何とかなるのではという話をしていきたい。そのために、どのような方法が考えられるのか一緒に考えたい。</p> <p>3. 京王バスよりこれまでの経過の確認</p> <p><b>京王</b></p> <p>経過について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乗務員不足が深刻化しており、路線バスは黒字路線も減便せざるを得ない状況</li> <li>○そのような状況下でCoCoバスの運行継続は難しいため、協定書に基づき、申入れを実施した。</li> <li>【東町循環、中町循環：2027年3月31日をもって運行受託を終了】</li> <li>○申入れを踏まえ、7/16に市長を訪問、正式な協議申入れを提出</li> <li>○乗務員の要員状況を踏まえると避けられない課題</li> <li>○8/1の地域公共交通活性化協議会で京王バスより申入れ内容を報告、同日市の回答書を受領</li> <li>○今後の進め方は市の状況も考慮して進め、申入れ内容にとどまらず、持続可能な再編をしたいと考えている。</li> </ul>				



今後の協議の要点について

- 申入れ内容にとどまらず、周辺路線含め持続可能な運行のため、効率的な状態にする方法、台数を減らす、乗務員を減らす等の策をどう講じるかということだと思っている。

#### 4. 京王バスより要員状況について説明

**京王**

大型ディスプレイを使用しデータについて説明

- 乗務員数の経年推移は、2020年以降、コロナ禍に入り同業他社は採用を抑えていたが引き続き採用継続したため2021年、2022年と増加していた。その後、コロナ禍から回復してきたため退職者（転職者）が増えて2023年、2024年と減少し、令和6年6月には過去最低となっている。【折れ線グラフによる】
- 乗務員の年齢構成は、平均年齢52.7歳。定年は65歳のため、5年以内で250人が退職する見込み。【棒グラフによる】
- 乗務員の減少及び年齢構成から、採用強化を図るため賃金ベースアップも実施しているが、全産業からすると処遇面で魅力的な仕事とは言えない。シフト制の勤務のため、早朝、深夜、土日の勤務でかつ不規則であることから、育児や介護の都合で定着が難しい状況
- 安全性の観点からメディカルチェックにて運転ができなくなる人数がどうしても発生してしまう。
- 以上から、供給できる能力が限られており、効率化を図り、地域の輸送を行うしかない。
- 路線の統合や、重なる路線の効率化などの案をお互い持ち寄り、アイデアを出しながら協議したい。

#### 5. 申入れ内容に係る協議

**市**

- 市長へも随時報告しているが、終了ありきでない協議ということ、再度しっかり確認するよう指示が出ている。

⇒**京王**

地域の交通の効率化を図りたいという京王の基本的な考えは変わらない。  
検討する中で、2路線の廃止でなくても効率化が実現できるものであれば終了ありきということではないと思っている。

- 時間的スケジュールを考慮すると、京王バスと市で協議し方向性を決めた後、具体案について部会なりで協議する手法が良いと思っている。また、市としては予算の計上のタイミングも考える必要がある。

⇒**京王**

方向性については、本数、ルートだけでなく、交通不便地域の考え方についても一定見直す必要があるかと思っている。

- 都知事に対し市長が要望を伝える機会があるので、市長はそこでバス業界の窮地について改善策を検討するよう話すことにしている。

⇒**京王**

都に要望を出してくれるのはありがたいことだ。感謝する。  
東京都と意見交換し現況を伝える機会があった。主に伝えたことは、各自治体単位で地域公共交通計画を策定する流れにあるが、人の移動は自治体内で完結するものではなく広域

的に考えるべきものであり、都が主体として広域で計画策定することが望ましく、また、今後、交通空白地域をカバーしていくのに民間バス会社だけでは限界はあるということを伝えた。

京王

- 乗務員の処遇を上げたとしても、そもそも若い乗務員の人数が少なく、かといって外国人に従事してもらうには法が未整備で、またN3レベルの語学能力が求められるため厳しい状況
- 自動運転については、最短でも10年はかかるのではないかと思っている。レベル4で運行しているのは条件が整っている地域で、自動運転は乗客の着席が前提であり都心には向かない面もある。
- 今後のあり方として、バスは多くの人数を運ぶものとして一定の利用数が見込める箇所を運行し、利用数がそれ以下の箇所は小さい車両やライドシェア等とすみ分けが必要かもしれない。
- 交通空白地域の考え方も変えていく必要があると感じる。
- 現行でも約10%程度の運転士が足りていない。

⇒市

小さい車両等という話が出たが、仮に京王バスとして担う事は可能か。

⇒京王

乗務員不足である以上、京王バスが運行受託をすることは難しい。ただ、地域の交通としてコーディネートする立場は可能かと思う。既存交通を補完する仕組みとして、運行をタクシー事業者に担ってもらうなど。

京王

- C○C○バスについて、持続可能という観点から一人の利用者に対するコストという意識も必要。繰り返しになるが、今の台数及び人というボリュームの維持はできない。他の自治体では利用者責任という言葉で、乗らないとなくなってしまうことを周知している例もある。

⇒市

市としても検討するにあたり、また、提案された案が妥当かどうか判断するために、C○C○バス及び周辺路線バスについて、時間帯別の乗車人数データや、当該路線を1日運行するのに必要な乗務員数を情報提供してもらうことは可能か。

⇒京王

整理して提供する。

⇒市

C○C○バス中町循環・東町循環の運行に必要な人数は。

⇒京王

その日の運転士数は、2台で4人。

ただ、考え方として、乗務員は週休2日、休暇等も考慮すると、必要数×1.4倍で見積もるため、4人×1.4=5.6人で結果6人減としたいところ。

⇒市

路線そのものを廃止せず、乗務員数の削減による工夫での解決策もあり得ると理解してよろしいか。

⇒京王

ダイヤの見直し等で乗務員数を削減することは可能

京王

○市と京王バスとの協議は、いつごろを目途にするか。

⇒市

○協議会の会長にも複数回にわたり相談している。8/1の活性化協議会でも会長は、少しでも早く部会なりを立ち上げて協議を開始することが必要だと発言されている。当協議会の市民委員は、今までのCOCOバス再編及び地域公共交通計画策定に対する意見などを拝見していても、非常に公平な視点で、建設的なご意見をいただいていると認識している。京王バスと市の協議により方向性を決定し、それに係る案を複数提示しながら部会で協議いただくことが望ましいと考える。

○スケジュールに関して、会長の助言としては、運行受託終了とされている令和8年度末から逆算して、少なくとも半年前に協議を整えておく必要がある。よって、部会での協議にある程度時間をかけてきちんと議論ができると考えているとのこと。

⇒京王

会長のご意見も参考にしながら進めていきたい。そのようなイメージであれば、次回以降、市と京王との協議の一定の目途を相談していきたい。

#### 6. 現時点での確認

○次回は、市と京王の二者協議の目途の相談、地域公共交通活性化協議会及び部会における協議のイメージを共有する。

○次回の協議日程：10/16（水）10時～、京王バス本社

— 以上 —

CoCo 運行終了申入れ 協議の要点記録	日 時	令和6年10月16日(水) 10:00~12:10	場 所	京王バス 本社
出席者	京王バス：運輸営業部長、乗合事業担当課長、乗合事業担当課長補佐、乗合事業担当課長補佐 交通対策課：都市整備部長、交通対策課長、交通対策係長、交通対策係主任			
議 題	1. 挨拶 2. 継続運行に向けた協議 3. スケジュール及び関係機関等の調整 4. CoCoバス運行ガイドラインについて 5. 今後の協議について			
2. 継続運行に向けた協議				
<p>市</p> <p>① 市としての前提条件を再確認</p> <p>○公共交通空白地域を増やしたくない考えのため、2路線の継続運行で検討したい。</p> <p>○CoCoバスと周辺路線バス合わせて検討するなど、路線を廃止するのではなく、運転士数を減らす等の方法で考えたい。</p> <p>⇒京王</p> <p>意思是理解した。そのような方法で持続可能な運行形態がないか、今後、京王バスとしての具体案を検討し、提示できるよう準備したい。</p> <p>② 市からの確認事項</p> <p>○お金の問題ではなく、運転士不足による申入れであることは前回の協議で承知しているが、市としてできることとして補助金の増額が考えられる。それによる現状維持の可能性はあるか。</p> <p>⇒京王</p> <p>これまでコミュニティバスは、収支がプラスになるものではないが、地域貢献ということで利益なしで行ってきた。</p> <p>運転士の人的資源に限られる状況で、通常では収支が赤字、つまり、人が多く乗っていないところに資源を投下することは、全体のネットワークという観点では非効率である。</p> <p>黒字路線でより多くの人を乗せ、その利益を運転士の処遇改善に充てている。</p> <p>よって、補助金の上乗せというのありがたい話ではあるが、まずは交通ネットワークをどうするかという問題に対処すべきと認識している。</p> <p>○運転士の状況について、退職者の見込みが想定より少ない、または、採用活動が功を奏した場合、2路線の廃線が1路線で済むというような、申入れの内容が変更になる可能性はあるか。</p> <p>○運転士数のデッドラインのようなもの、例えばこの人数だったら路線を廃止にしなくても大丈夫というような数字を示すことは可能か。</p> <p>⇒京王</p> <p>現状は限りなく少ないが、運転士が確保できれば、短期的に継続の可能性はある。</p> <p>しかし、中期的には、一番のボリュームゾーンである年代の定年が来ることは確実であり、今のままでの継続は難しく、運行ボリュームを小さくし、効率化を図ることが急務である。</p> <p>また、将来的に退職者が増え、少子化により若者が減る中で、外国人運転士の導入や自動運転の実用化、世の中の産業構造が大きく変化し運転士が増えるなどが無ければ、難しい。</p> <p>退職者の人数が想定より少なかったとしても、小金井市だけでなく京王バスの路線バスも含むエリア全体の配置の問題もあるため、切り分けは難しく数値を現時点で示すことはできない。</p>				

### 3. スケジュール及び関係機関等の調整

市

#### ①協議会及び部会

- 市としては公共交通空白地域を増やしたくない考えであり、仮に2台分の運転士を削減する場合、ルートの見直し及び代替策の検討をするとなると一定程度の時間を要すると考えている。
- 交通ネットワーク再編に係る令和6年度1月から令和9年3月までの協議会及び部会による再編協議のスケジュールのイメージ
  - ・令和6年度（令和7年1月以降）：部会での協議を開始
  - ・令和7年度：再編の具体案の洗い出し、検討、案の深度化、概ねの合意形成
  - ・令和8年度：ルート、時刻表などの詳細の決定、半年前の9月には協議を整える。

⇒京王  
同意する。

#### ②他社への確認

- 検討をする上で、京王バスとの協議中ではあるが、他事業者にも、路線引継ぎが可能か事前に相談したい。

⇒京王  
問題ない。  
ただ、他事業者は、どこも同様に運転士不足の状況であり、恐らく難しいと推察する。

#### ③他市の状況共有

- 相手がいることは承知しているが、再編を検討する上で参考とするため、京王バスが把握している状況を共有してほしい。

⇒京王  
承知した。  
ただ、検討段階の情報を京王バスから伝えるのが難しいものについては、行政間での情報収集も考えてほしい。

### 4. C o C oバス運行ガイドラインについて

京王

- 再編案の検討にあたって、仮にルートとしては現行維持だが、1日あたりの本数が大幅に減るかもしれないことや、1日の最低本数や不便地域の範囲（300m以遠）などガイドラインの再検討についても考える必要があるのではないかと。

⇒市  
ガイドラインは、令和7年度にC o C oバス再編後の利用状況を加味しながら運行基準の指標となる数値を定めることとしている。ただ、このような状況となったため、数値を定めるタイミングを再考するかどうか検討の必要があると思っている。  
その中で、交通不便地域の定義などの運行基準を再検討かどうかは、部会の中で再編の基本方針や方向性、何をどこまで協議するかを整理する中で決めていきたい。

### 5. 今後の協議について

市

以下について、再確認

- 京王バスからの申入れの期限が令和9年3月末までであるため、半年前の令和8年夏頃には確定させ、関東運輸局への手続きとなる。
- 地域公共交通活性化協議会及びその部会において、具体案を協議していくことを想定している。

⇒京王  
承知した。

次回の協議について

- 先ほど確認したスケジュールで進める場合、地域公共交通活性化協議会及び部会での協議に繋げるため、部会に提示する検討条件、前提条件をまとめたい。
- 次回の協議で、一定、京王バスと市の二者において、それらの合意を行うことで良いか。

⇒京王  
同意見である。  
次回の協議に向け、必要があれば担当者間で調整し進めていきたい。

— 以上 —

CoCo 運行終了申入れ 協議の要点記録	日 時	令和6年11月8日(金) 12:00~13:00	場 所	本庁舎 議会応接室
出 席 者	京王バス：乗合事業担当課長、乗合事業担当課長補佐、乗合事業担当課長補佐 交通対策課：都市整備部長、交通対策課長、交通対策係長、交通対策係主任			
議 題	1. 挨拶 2. 協議会及び部会に向けた協議 3. スケジュール及び関係機関等の調整 4. 京王バスと市の二者協議の結論			
2. 協議会及び部会に向けた協議				
<p>市</p> <p>部会に繋げるため、まずは、協議の前提条件等を、京王バス及び市で共通認識をもって合意する必要があると考えている。小金井市が考えている主な前提条件は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通空白地域を作らない。</li> <li>・CoCoバスと周辺路線バスを合わせて検討し、地域の交通の効率化を図る。</li> <li>・今後は、協議会及び協議会の部会を設置して、具体的な協議を進めていく。</li> <li>・路線バスの変更等も考慮し、申入れにある運行終了予定の令和9年3月の6か月前である令和8年9月までに再編に関する協議を整える。</li> <li>・ただし、京王バスにおいて乗務員不足の改善等、状況が変わった場合には、現状維持も有り得るものとする。</li> </ul> <p>⇒京王 概ね同意する。 その他、追加として、他事業者との連携などはどのように考えるのか記載の必要はないか。</p> <p>⇒市 例えば、「京王バス以外の事業者の連携も視野に入れる」といった感じか。</p> <p>⇒京王 そのようがあると、今後、京王バスから提示する具体案について選択肢が広がると思っている。前提条件に入っていないと、部会の協議のどの段階で、その案も含めた提案をして良いかということになるかと思う。</p> <p>⇒京王 交通空白地域とはどのようなイメージか確認したい。</p> <p>⇒市 申入れ内容にある、中町循環・東町循環の全くの廃止というような、広いエリアでぽっかりとバスが無いという状況は避けなければならないと考えている。 今後検討する具体案によっては、CoCoバス、路線バスともに本数が減って、ガイドラインの運行基準に定めている「1時間当たりの運行本数」が満たせない、また、交通不便地域の定義にある「1日の運行本数が片側20便以上」が満たせないということがあるかもしれない。やむを得ずそうなったとしても、全く何も無いというよりは、地域の交通手段として存在する必要がある。そのようなイメージである。</p> <p>⇒京王 理解した。</p> <p>⇒市 部会の運営方法等について、共有化を図りたい。 メンバーについては、会長が指名することとなっており、他自治体の事例なども参考にして</p>				

決めたいと思っている。今予定しているのは、バス事業者4者、タクシー事業者兼 CoCo バス運行事業者としてつくば観光交通、公募市民、関東運輸局の輸送担当、福祉団体を考えている。

ただ、公募市民と福祉団体の方は会議数も多くなることやご都合等もあることを考慮し協力いただける方として強制はしないつもりである。部会の内容は直近の協議会に報告していくものと考えているので、ご意見があれば協議会で発言してもらおうことでも構わないかと思う。

⇒京王

他自治体としては、現在、八王子市が部会で検討している。会長も参加されている。

バス事業者としては、コミバス運行事業者は西東京バスだが、京王バスと神奈中バスも地域の路線バス事業者として参加している。市民の方も参加しており、市民の疑問や提案について説明したり、一緒に考えたりしながら進めている。

メンバーの構成は、想定しているとおりで異論はない。

⇒市

会長の考えも同様であり、その方向で選任いただくことにする。

交通管理者として警察は入れていないが、具体案が深まってくると、場合によっては警察の意見を確認する必要があるかと思っている。それについても会長に確認したところ、協議会条例に定めるように、必要に応じて参加させることができるということで良いのではないかとのことだった。他の委員についても、同様にその時の内容や必要に応じて参加いただくなど柔軟に運用できたらと考える。

また、事前に、事務局である市から、警察やその他の意見聴取をすることも可能と思っている。

⇒市

部会の公開、非公開についてはどのように考えるか。

⇒京王

八王子市は非公開で行っている。詳細な内情等が議論の中で出てくることがある。

⇒市

会長からは、議論が具体的になってくると、バス事業者の経営の根幹に関わる内容、数値等も話に出てくるため、非公開で行うことが望ましいとの助言をいただいている。

ただ、基本は隠して行うという考えではないので、報告すべきことは直後の協議会において、行うため問題ないか。

⇒京王

その方向で良いと思う。

### 3. スケジュール及び関係機関等の調整

市

#### ①部会スケジュールについて

コンサル支援の補正予算を12月議会に上程したく、財政部局と調整中。

補正予算が付いて、契約が出来れば専門的視点でもって支援を受け、部会にも参加してもらう予定。

部会は、令和8年9月までに協議を整えるとして、逆算すると、令和7年1月から開始できるよう準備したい。【協議会、部会、市民意見聴取のスケジュールを共有】

⇒京王

同意する。



具体案の提示は、令和7年度からということで良いか。

⇒市

そのようなスケジュールを考えている。

まずは、本日合意した前提条件をご理解いただいた上で、検討の方向性・方針、また、部会で何をどこまで決めていくのかという話し合いをしてから、具体案の検討に入りたい。そうでないと、議論がぶれたり、方向がバラバラになってしまうので。正味1年9か月という短い期間で協議を整えることを考慮すると、最初の段階で整理できることをしっかりしてから議論すべきと考える。

また、今回の交通ネットワーク再編は、CoCoバス再編の時とは異なり、時間的に0ベースで検討する余地はなく、乗務員数を減らすことを前提にどのようにしたら路線を維持できるのかを工夫していくことになるのかという検討になるかと思われる。

⇒京王

同感である。

市

#### ②部会参加委員への声掛け

1月から開始を予定しているため、公募市民及び福祉団体の委員には個別に話をして参加のお願いをして意向を伺いたい。それを踏まえて、委員へ部会設置のお知らせと参加依頼を行うことを考えている。

なお、今年度で協議会委員の任期満了となるため、令和7年度以降については、それと合わせて打診する予定。

京王

#### ③部会の進め方

実際、開催前の打合せなど、どのような感じで進めていくのか。

⇒市

その回の部会の議題や内容などについて、事前に京王バスを始め必要に応じて関係機関と市で打合せをしてからというイメージでいる。会長のご意見も伺いながらと思っている。

⇒京王

承知した。その方法が良いと思う。提示する資料なども相談しながら進めたい。

⇒市

本日含め、今まで協議してきた内容をまとめて、二者協議の合意項目を文章化して、後日共有するので確認いただきたい。それをもって、協議会及び部会に繋げる前提条件としたい。

#### 4. 京王バスと市の二者協議の結論

協議会及び部会での協議に向けた前提条件を以下のとおり共有した。

##### ・交通空白地域を極力作らない。

(本数の減などにより、CoCoバス運行ガイドラインの運行基準を満たさず公共交通不便地域となることも想定されるが、広範囲において交通手段が存在しない地域が発生しないよう配慮した再編検討を行うこと。ここでいう広範囲とは、部会において許容範囲を議論し、協議会において了承を得るものとする。なお、狭隘道路等により車両制限令を満たさない、安全運行が難しい場合などやむを得ない事情も加味して考える。)

- ・CoCoバスと周辺路線バスを合わせて検討し、乗務員数を減らした運行方法等で地域の交通の効率化を図り、持続可能な交通ネットワークを構築する。
- ・今後は、協議会及び協議会の部会を設置して、具体的な協議を進めていく。
- ・部会のメンバーは、条例の規定により協議会委員の中から会長が指名する。ただし、協議の内容によっては、必要に応じて会長が認めた場合は委員以外の者を参加させることができる。
- ・部会については、事業者の経営の根幹に関わる発言及び資料提供があること等を考慮し、非公開での実施を想定する。ただし、部会の協議内容は、直後の協議会に報告し、連携して進めていくため、協議の進捗及び公開可能な内容については随時、公にしていくものとする。
- ・協議の方向性、内容の具体化にあたって、京王バス以外の事業者の連携も視野に入れた検討を行う。
- ・路線バスの変更等も考慮し、申入れにある運行終了予定の令和9年3月の6か月前である令和8年9月までに再編に関する協議を整える。
- ・ただし、京王バスにおいて乗務員不足の改善等、状況が変わった場合には、現状維持も有り得るものとする。

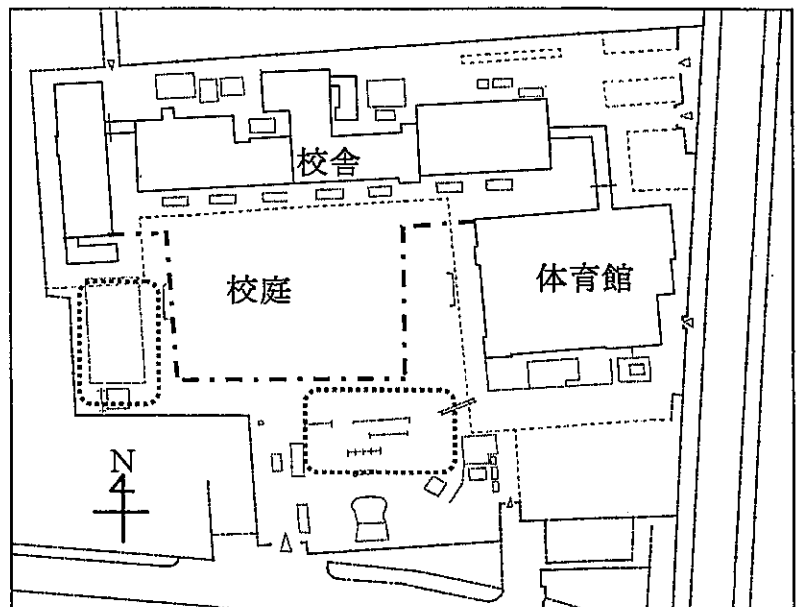
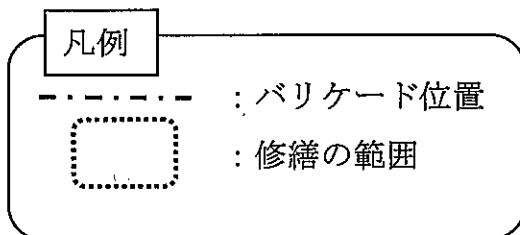
— 以上 —

小金井第一小学校校庭修繕について

1 修繕の内容

- ・遊具(鉄棒、ブランコ、滑り台、登り棒、タイヤ等)、バスケットコート、舗装、側溝等の撤去
- ・撤去部の石灰ダスト舗装

2 修繕の範囲(右図参照)



3 撤去した遊具等の処分方法

法令に基づき適正に処分し、一部有価物として処理を行う。

4 修繕を行う時期及び時期ごとの校庭利用制限状況

(1) 修繕を行う時期

令和7年3月

(2) 時期ごとの校庭利用制限状況

時期	校庭利用制限状況
令和7年3月	校庭修繕を行っている部分の利用制限
令和7年4月から 同年6月まで	校庭利用制限なし
令和7年6月末から 令和10年6月まで	埋蔵文化財発掘調査及び校舎改築等工事のため、 ほぼ全面において校庭利用制限



給食無償化に対する市の見解についての調べ(時系列)

日付	会議名	発言者	答弁内容
令和6年4月18日	厚生文教委員会 (閉会中)	市長	私たちとしては、これまで学校給食を無償化とする計画にはなっておりませんでしたので、現段階においては、財政計画との整合性もございまして、私たちとしては、そこに今2億5,000万円を投資するという考えには至っていないということでございます。
令和6年4月18日	厚生文教委員会 (閉会中)	市長	財政状況でいきますと、先ほど申し上げましたように、全体のバランスの中で、やはりどういう施策をしていくのかというのを考えないといけないということです。特に計画に位置付けられていることもそうですが、そうではなくて、困っているところ、市民の方々がお困りのことをしっかりと解決していくような施策、事業というのやらなければならないですが、全てに現段階において、それすら応えられている状況にはないと、十分に応えられている状況にはない。いろんな御要望を頂いている中において、個々の多様な市民ニーズに対して、まだまだ十分応えられていない状況も正直あるかと思っております。そういう中において、どこに私たちとしては投資をしていく、もしくはお金をかけていくべきなのかというのは常日頃考えているところでございますので、現段階においては、私たちとしては、給食無償化ということにお金をかけるということは結論として至っていないという状況でございます。
令和6年4月18日	厚生文教委員会 (閉会中)	市長	市として無償化をどこまでやるのかということでございます。これについては、今、具体的に、では、どこをどう無償化するかということについて、市として整理ができていないわけではございません。ただ、この件は、特に昨年暮れに東京都から補助をするという報道がなされて以来、教育長、そして学校教育部長とも事あるごとにどうしようかと、どう対応しようかということも話し合ってきた経過はあります。ただ、その結論は至っていないところでございます。一方で、私たちはこういう社会的な要請があるということ自体はやはり重たく受け止めないといけないと思っておりますが、先ほど来答弁させていただいておりますように、小金井市としての状況の中で、私たちは今後、持続的にやるんだしたら、それは持続的に永続的にやらないといけないわけですから、その責任も踏まえて判断していくべきだろうと思っておりますので、現段階の答弁としては以上となります。
令和6年8月2日	厚生文教委員会 (閉会中)	市長	できない理由ということで質問をいただいておりますが、その質問をいただいたので、そのように答弁をしております。そういった点で考えると、当然、財政的な影響というのは考えないといけないわけでございます。ただ、私たちはできないのではなくて、まずやらないという選択をしているわけでございます。先ほど課長の方から答弁したように、国の方で、これはしっかりやるべきだと私は思っておりますので、まずはやらないという中において、今、そういう状況になっている。質問いただいたことに対しては、当然、財政的なことは考えないといけないということで答弁したということで補足しておきます。
令和6年8月2日	厚生文教委員会 (閉会中)	市長	この給食無償化については、私たちの考えとしては、国で一律にやるべきだと、この教育費ということについて、国でしっかり保障してやるべきだと考えておりますので、積極的とか消極的とか関係なく、私たちはこの問題については、今のところ、そういう判断をしているところであります。
令和6年8月2日	厚生文教委員会 (閉会中)	市長	まずは、ハードをしっかり整えるということ、そしてもう一つは、やはり教育そのものに直接影響する、そういったところに、我々としては一番投資すべき部分であると考えておるところでございます。

令和6年8月2日	厚生文教委員会 (閉会中)	市長	その格差を是正する必要があるということで、それは本当におっしゃるとおりでして、要望ということなんです、既に市長会の方では2つ、この給食費については要望しております、項目としては、まず、東京都に対する要望なんですけれども、東京都に対して、国の方で責任を持って給食無償化をやっていたらいいように働きかけていただきたいということが一つ、あとは、東京都においても東京都の補助制度、これを差が出ないように拡充するよというのを要望するという話合いが行われているところでございます。
令和6年8月2日	厚生文教委員会 (閉会中)	市長	25市全部やったらどうするのかということでございますが、先ほど私の答弁では、今のところ考えていませんという話をしました。実施しませんという話をしました。当然、様々な社会状況を鑑みて判断せざるを得ない状況というのはあるかと思えます。
令和6年9月12日	厚生文教委員会	市長	報道等もされておりますので、今御紹介もいただきましたので、改めて言う必要はないかと思いますが、これまで東京都は、無償化する場合に2分の1の補助という形で今年度から始められておりました。小金井市としては、様々な事情、これは過去の議会で答弁をしてきましたが、それを含めて、まだ実施する検討に至っていないという話をさせていただいたところであります。この間、いろんな動きがありました。渡辺ふき子委員もおっしゃっていただいたような、都議会公明党の都議団の動きであつたりだとか、他の会派なんかもあるような動きをしているということ。また、私自身も、さっき森戸委員からも言っていたように、各会派の皆さんからも小金井市としての要望も頂いているところであります。小池東京都知事は東京都全体で実施できるようにしていきたいと、そういったことも含めて、今回、市町村総合交付金を増額するという制度を作られたと認識しております、各自治体の方でもいろいろ動いているところということは認識しております。今回の東京都の学校給食補助の拡充を図るということを表明したことを受けまして、小金井市といえども、学校給食の完全無償化の実施に向けて前向きに検討を始めております。今後様々整理が必要ですので、それを整理しながら検討を進めてまいります。
令和6年9月12日	厚生文教委員会	市長	五十嵐委員の方からは、東京都がこのような動いてくれたということで、できるという判断、要するに検討するという前向きな判断になったのかということでございます。結論から申し上げますと、それとおおりです。これまで答弁してきたことは、無償化しない理由ということはこの間述べてきたところは、まず一つは、まずは国がやるべき問題であるということと述べてまいりました。二つ目は、教育費の中での優先度ということを我々は考えないといけないということと述べてまいりました。三つ目は、ここで書かれているように、財政上の問題ということも当然言っております。この間、説明してきたのは、恐らく5億円か6億円ぐらいかかるということをお話してきたと思えます。その3点の理由によって小金井市としてはやらないということを説明させていただいたわけでございますが、東京都市長会の方で熱心に要望いたしました。たしか覚えているのは、昨年、報道があった瞬間、まず東京都が2分の1の補助をやるということと言ったところから緊急要望を出したりとか、あと、この夏も実は重ねて東京都市長会から緊急要望を出させていただいております。こういった様々な働きかけによって、東京都としてこれを重たく捉えていただいたと思えます。東京都として全市町村でできるようにするよ、こういう取組をやっていただいたことによって、我々としては、次の関連にも影響しますが、一部負担は当然ありますが、それでもやはり小金井市としてもそういった東京都の取組に呼応する形でやっていると、こういう前向きな判断に至ったということでございます。
令和6年9月12日	厚生文教委員会	市長	これまで我々が小金井市として学校給食の完全無償化をしない理由というのを三つ挙げてきたと認識しております。一つは国がやるべき問題であるということ、二つ目は教育費の優先度、三つ目が財政上の問題ということで、どれかだけを出していたわけではなくて、答弁の時によって言い方というのは違ったかもしれませんが、我々としてこの三つというのは重たく受け止めて、今、完全無償化について踏み切れないということを伝えてきたつもりであります。特に教育費の優先度の話でいきますと、さっき五十嵐委員からも、例えば教材とか、実際教育に直接関わるところに恐らくお金を出していくべきだということ、私も以前このようなこと言ったと記憶しております。もう一つは、やはりハードな面でのお金のかけ方というのも非常に大事ですので、優先順位を考えたときに、我々はここに優先順位を重く置かざるを得ないという、こういう答弁をしてきたつもりなんです。ただ、間接的に言うと、お金の話というところにつながるというのは皆さんお気づきだとは思いますが、